

東京都外国人起業活動促進事業実施要項

1 事業の目的

本事業は、東京都が、起業準備活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号。以下「告示」といいます。）第5の6（1）を満たす外国人の上陸等を可能とし、東京都内における外国人による起業準備活動を促進するものです。

2 本事業の対象者

東京都内で新たに事業を始める外国人の方

3 本事業の対象事業

東京都が告示第5の4又は5の確認（以下「起業準備活動計画の確認」といいます。）を行う事業は、その起業準備活動が東京における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものとして、東京都知事が認めた、次に掲げる事業とします。

- (1) 金融関連業
- (2) 情報関連業
- (3) 環境・エネルギー関連業
- (4) 健康・医療・福祉関連業
- (5) 文化・芸術関連業
- (6) 食品・農林水産関連業
- (7) 卸売業・小売業
- (8) その他東京都知事の認める産業

4 本事業の流れ

(1) 起業準備活動計画の確認の申請

①提出書類

東京都による、起業準備活動計画の確認を行います。確認に当たっては、以下の書類を英語又は日本語で提出してください。

<申請時の提出書類>

① 起業準備活動計画確認申請書（兼同意書）（様式第1号の1）

② 起業準備活動計画書（様式第1号の3）

③ 履歴書（様式第1号の4）

④ 申請人の旅券の写し

⑤ 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請人の住居を明らかにする書類

（例：賃貸借契約申込書の写し等。他の在留資格から変更する場合は、住民票および在留カード両面の写し）

- ⑥ 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請人の滞在費を明らかにする書類
(例: 残高証明書等)
- ⑦ 以下に記載している告示第5の6(1)⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する書類
- (イ) 大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
- (ロ) 本邦の専修学校の専門課程を修了したこと(専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号。以下「規程」という。)第2条の規定により専門士と称することができる者又は規程第3条の規定により高度専門士と称することができる者に限る。)
- (ハ) 起業を目指す事業の対象分野に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること
- (ニ) 外国において当該分野に関連する事業の経営又は管理に1年以上従事していること
(例: 在学証明書、在職証明書等)
- ⑧ その他、必要書類
(例: 日本語能力認定書等)

<更新時の提出書類>

- ① 起業準備活動計画更新確認申請書(兼同意書)(様式第1号の2)
- ② 起業準備活動計画書(様式第1号の3)
- ③ 履歴書(様式第1号の4)
- ④ 申請人の旅券の写し
- ⑤ 在留期間の更新後6月間の申請人の住居を明らかにする書類
(例: 賃貸借契約書の写し、在留カード両面の写し等)
- ⑥ 在留期間の更新後6月間の申請人の滞在費を明らかにする書類
(例: 残高証明書等)
- ⑦ その他、必要書類
(例: 日本語能力認定書等)

※各様式は、以下のウェブサイトよりダウンロードできます。

(日本語版)

<https://www.investtokyo.metro.tokyo.lg.jp/jp/oursupports/bdc-tokyo/startupvisa.html>

(英語版)

<https://www.investtokyo.metro.tokyo.lg.jp/en/oursupports/bdc-tokyo/startupvisa.html>

申請時の提出書類は、以下のいずれかに該当する方(☆)が電子データにより提出してください。

<(☆)提出頂ける方>

- ア 申請人本人
- イ 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認める者(現在、公益財団法人入管協会が該当)
- ウ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄す

る地方出入国在留管理局長に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合には、本邦の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。

※イ及びウの方が提出する場合、当該外国人との関係が分かる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

なお、提出先は、以下のとおりです。

ビジネスコンシェルジュ東京 赤坂窓口

・E-mail：support2@bdc-tokyo.org

・電話：03 - 3582 - 8353

・住所：〒107 - 6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）本部7階

・営業時間：9時30分から17時30分まで（土日、祝日、年末年始は休業となります。）

②事業計画の確認

東京都においては、申請書類に基づき、告示第5の6（1）（更新の場合は告示第5の6（2））に定める各要件を確認します。例えば、当該起業準備活動計画が東京都における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであることや、事業計画が適切かつ確実なものであることを見ていきます。具体的な確認事項は、以下のとおりです。

・事業内容 / ・事業実施地域 / ・開設場所 / ・事業開始までの具体的計画
・起業準備活動資金 / ・事業規模 / ・居住地、生活資金

各要件の確認に当たり、必要に応じて申請書類に関する質問や面接等を行います。

なお、申請人が反社会的勢力であることが判明した場合や、反社会的勢力と関係を有することが判明した場合には、申請を受け付けることができません。また、申請受理後に判明した場合は、その効果を遡って取り消します。

(2) 「起業準備活動計画確認証明書」の交付決定及び交付

事業の経営に関し、識見を有する者の意見を聞いた上、交付申請が適切であり、告示第5の6（1）（更新の場合は告示第5の6（2））に定める要件を全て満たしていると認められるとき、東京都知事は「起業準備活動計画確認証明書」（更新の場合は「起業準備活動計画確認証明書（更新用）」）（以下「証明書」といいます。）の交付決定及び交付を行います。証明書は郵送又は対面のいずれかで交付します。

なお、交付申請の不備や要件の一部を満たしていないと認められるとき、東京都知事は「起業準備活動計画確認結果通知書」の交付（郵送）により、証明書の発行に至らなかったことを通知します。

(3) 在留資格認定証明書の交付申請

証明書の交付を受けた方は、証明書の有効期間である3か月以内に、東京出入国在留管理局又は東

京開業ワンストップセンター内の入国管理ブース（新規取得のみ）で在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。

他の在留資格から変更する場合は、在留資格変更許可申請を行ってください。

(4) 在留資格の取得及び更新の報告

平成2年法務省告示第131号44に定める在留資格「特定活動」（以下「特定活動」といいます。）の取得及び更新の決定を受けた方は、速やかに提出先まで以下の書類を提出してください。

<提出書類>

- (1) 在留資格「特定活動」の取得（更新）報告書（様式第5号）
- (2) 在留カードの写し（表面・裏面）

(5) 起業準備活動の展開

在留資格「特定活動」の決定を受けた方は、1年又は6月（更新の場合は6月）の在留期間が付与されます。更新を含めた在留期間は最大2年、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（以下「特区事業」といいます。）に係る在留資格「経営・管理」からの変更の場合は、特区事業を活用して在留した期間を合算した期間が最大2年です。在留期間中に、起業準備活動を行ってください。

活動期間中、起業準備活動計画の進捗状況について、少なくとも1月に1回面接（対面又はオンライン）を行い、活動期間中の面接のうち、少なくとも1回は対面での実施とします。その際、起業準備活動計画の実施状況が明らかになる書類（*）について、提出を求める場合があります。

（*）例：事業所の賃貸や従業員の雇用に係る契約書、取引先との契約書、本人の預貯金通帳等。

なお、起業準備活動を進める中で、何かお困りのことがありましたら、ビジネスコンシェルジュ東京へご相談ください。

(6) 在留資格「経営・管理」への変更

付与された在留期間を超えて引き続き本邦に在留し、事業の経営を行う場合には、東京出入国在留管理局において在留資格「経営・管理」への変更に係る手続きを行ってください。

なお、在留期間中に起業準備活動の継続が困難となった場合や、在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合には、本国に帰国して頂くこととなります。帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金と別に確保してください。

5 申請内容の変更

東京都へ起業準備活動計画の確認を申請した後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに提出先まで以下の書類を提出してください。

<提出書類>

- (1) 「変更事項届出書」（様式第4号）
- (2) 変更事項を確認できる書類（例：確認申請時に提出した資料の最新版）

<参考：起業準備活動計画の確認の申請後、申請内容に変更が生じるケース（例）>

- ・申請人の日本国内における住居、連絡先等

6 起業準備活動計画の確認の取消し

証明書の交付を受けた方が、証明書を発行された日から在留資格「経営・管理」への変更手続を終えるまでの間に、次に掲げる事項に該当した場合、証明書の発行を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により当該確認を受けたことが判明したとき
- (2) 起業準備活動計画の進捗状況の確認等を行う際、正当な理由なく説明、文書の提出その他必要な対応に対する求めに応じないとき

なお、起業準備活動計画の確認を取り消された場合は、直ちに交付された証明書を返還してください。

【本事業を活用した在留資格「経営・管理」取得の流れ】

